

平成 19 年度第 4 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 19 年 7 月 27 日 (金)
開会時間 午前 9 時 30 分
閉会時間 午前 10 時 23 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階委員会
3. 出席者 原 田 義 彦 委員長
石 塚 洋 委員長職務代理者
清 田 義 弘 委員
澤 愛 子 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 教育次長
簗 島 信 雄 学校教育課長
竹 内 浩 教育指導担当主幹
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長
戸 村 豊 茂 図書館長
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 2 名

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回等会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

議案第 4 号 平成 20 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育指導担当主幹) 平成 20 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について補足説明をさせていただきます。

説明資料 1 ページをご覧ください。「大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由」でございます。教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、教科用図書を採択するにあた

りまして神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒の実態や地域性を考慮して採択すると共に、公正確保にも努めるという基準を、「平成20年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。また、2ページには、教科用図書の採択に関係する法律を載せてございます。以上でございます。

(質疑応答)

清田委員) 提案理由にもありましたけれども、中地区教科用図書採択協議会というのは、大磯・二宮の協議会ということですね。

教育指導担当主幹) そうです。採択地区といたしましては、中地区いわゆる中郡の大磯・二宮の協議会でございます。

澤委員) 選定というのは中地区でやっておりますので、毎年の方針というのも中地区で一緒のものにするのでしょうか。それともそれぞれ大磯町二宮町で方針は決めるのでしょうか。

教育指導担当主幹) まず県の方の教科用図書選定審議会がございまして、そこで採択方針を決めます。中地区としても教科用図書採択協議会が設けられまして、単位としては採択協議会ですが、各町毎に採択方針を決めるということになっております。

澤委員) 従ってこの方針の文面は少し違って構わないということですね。具体的に違うかは別にしましても、それぞれ町で決めるということですね。

教育長) 採択地区は中郡で協同してやっておりますが、教科書を採択する権限については、公立学校の場合は所管の教育委員会が採択の権限を持っておりますので、大磯町教育委員会としてこういうことを定めます。二宮町教育委員会としてもそれぞれ定めるということですね。

石塚委員) 採択方針というのは、前年度と同じ内容であると解釈しておりますが、現場の先生方から方針についてのご意見というのはあったのか伺います。

教育指導担当主幹) 教科書については、教科書展示会で教員等も見ることがございますけれども、特に採択方針について教員の方から意見があったということはありません。

石塚委員) ただ今のお話で特に意見がないようでしたら、例年と同じであると思しますので、この方針でよろしいと思えます。

委員長) それでは、議案第4号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第4号については、原案どおり承認いたします。

議案第5号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育指導担当主幹) 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について補足説明をさせていただきます。

説明資料1ページをご覧ください。平成20年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、教育長の提案理由にもございましたとおり義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)、第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、小学校で使用する教科用図書として採択するものでございます。

説明資料2ページ下段、最後の方に第14条を載せてございます。

なお、「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。小学校用教科用図書は、平成16年度に、採択替えをいたしましたので、平成17年度から20年度までは同一の教科書を採択していただきたくお願いいたします。

ただし、不測の事態、例えば、採択してある教科書会社が倒産するというような場合などが発生したときは、今年度もその種目に限りまして採択替えをすることとなります。なお、現時点では不測の事態は報告されておられません。以上でございます。

(質疑応答)

清田委員) 平成17年度から4年目に入るわけで、特に学校現場から問題が指摘されたことはないですか。

教育指導担当主幹) 特に学校現場から指摘されたことはございません。

石塚委員) 関連なんですけど、教科書というのはバイブルではないと思います。100点満点の教科書というのではないと思いますが、4年間を通じて同じ教科書を使うことについて、現在使っている先生方や保護者の皆様方のご意見やアンケートを取るとか、そういうことをしたことはあるんですか。あるとしたらどういう形で聴取しているのでしょうか。

教育指導担当主幹) アンケートなどは実施していないと思います。

石塚委員) 教育委員会でこの最終決定をするのは、ものすごく責任を感じます。

実際には4年に一度採択するときには現物を見て、それなりの時間を割いてやられるのだらうと思います。普段使っておられる先生方や、いつも見ている保護者の皆様方のご意見というのは意外と貴重なのではないかと思うのですが、そういうことをやりながら、より良い教科書を選んでいくことに努めたいかがかと思えます。

委員長) ただ今のご意見でございますが、これにつきましては4年に一度採択替えを行いまして、教科用図書採択協議会を始として、関係各位それぞれが目を通して、討議をして、教科書についての良いところとか、この教科書についてはこういう特色があるとか、かなり時間を掛けて討議して採択していくということでございます。

来年でございますが4年に一度の小学校用教科書の採択替えにあたりま

す。この時は我々も気合を入れて、小学校の場合300数十冊の教科書になると思いますが、それぞれに目を通していくということになります。

石塚委員) 関係者というのは、どういう方なのでしょう。

教育長) 中地区の採択協議会のメンバーですが、両町の教育委員、町立の小学校・中学校の校長、それから小学校・中学校の教員の代表、小・中学校の保護者の代表の方にもメンバーに入っております。

その方々が協議会のメンバーですが、委員長のお話にもありましたが、その協議会に提出される資料を作る調査活動というのがあります。調査員というのを各教科・種目ごとに数人の先生方が出版されている会社のものを全て調査いたします。具体的に申し上げますと、内容はどうか、分量はどうか、写真や図表の鮮明度はどうか、色々な観点からきちんと出来ているかどうかチェックして、協議会の中で説明して頂くというプロセスも踏まえております。

石塚委員) よく分かりました。私が心配していた保護者の皆様とか、先生方のご意見というのは、こういう協議会とか調査委員会で集約されて、それで次の4年間はこれにしようということに、選択に反映されるということですね。

澤委員) それに関してですが、採択替えの時に検討するのは、具体的に新しく検定を合格して出てきたものの範囲内でどれが良くて、どれが悪いとか、そういうのを検討していたように思います。

石塚委員の質問が、「今まで使っているもの、使っていなくても教科書に対するイメージというか、期待というか、そういうものに対するアンケートを取ったことがありますか。」という質問であるとしたら、それはまた少し目的が違うと思います。それを是非やりましょうというようなことは、私としては意見がはっきりしません。もしやるとしたら採択替えの年にやると混乱といいますか、作業も大変ですので、それよりも余裕のある時にやるのが良いのではないかと思います。

石塚委員) 大掛かりな意見収集でなくて、普段使い慣れている教科書に対して、毎日見ている先生方がどう思っているのか。ここは不都合であるとか思っていることをメモ程度にしてもらったものを、何かの機会に教科書に関する提案という形で、先生方の声、保護者の声という格好で出して頂いて、それを集計するにはそんなに時間は掛からないような気がするんですが、それを4年に一度の採択時に参考にさせてもらうというのは有意義なんではないかと思えます。大々的に時間を掛けて集計して、これは何%というような大掛かりな統計収集はிரらない気はしますが、一声運動みたいな感じで出来ないのかなと思えます。

先生方の時間帯というか、そういうものが分からないのですが、先生方が主になってしまうかもしれませんが、教育委員会の事務局で声を掛けて、先生方にこういうことをお願いしますとか、保護者へはPTAの会合でお願いしますという時に一声運動みたいな格好で、意見収集は出来るのじゃないかと思うのですが如何でしょうか。

清田委員) 教科書の改訂の時には色々あるのですが、前の教科書とガラッと替える時もあります。またそうでなくて3分の1位を改訂するというのもあります

が、全面改訂すると今までずっとやってきた意見は反映できない場合もありますので、今の教科書がどうなるかということになります。

私もかつて調査員をやらせて頂いたことがあります。本当に隅から隅まで細かいところまで見て、ランクを付けて、この教科書はこのランクに入りますなどとやってまいりました記憶があります。

その当時は中地区全体でしたので、平塚・秦野・伊勢原・大磯・二宮が全部入った中での採択でした。平塚市では、各学校で先生がそれぞれの教科を担当してどの教科書にしたいかを集計して、学校長がまとめて校長会に提出して集計を進めていたような気がします。また校長会長にはそんな形で各学校の先生方から受けたものを採択協議会にお示しして報告をしていました。

大磯町の場合は2校だけですので、現場の声もそのままお聞きできるのかと思います。実際にアンケートを取ってきちんとやるとなると集計もありますので、結構大変なところもあると思います。

調査員を受けたときに、物凄く大変でした。教室で教えていてその合間にやらなければいけないわけですから、物凄く量の教科書をいただいて、隅から隅まで目を通すということは大変でした。教科書会社の数も多くありますので、それを全部見て集計する。また1人だけでなく中地区から何人か集まってその中で検討していく。そこで最終的に報告をしていくという作業でした。

委員長) それぞれの項目について、この教科書はどうかということで、それをまとめて上げる作業でしょうから大変ですね。

清田委員) 前の場合は何人かおられますから1つでも資料がきていないと大変なんですね。最終的にはこれでいいのではないかとということで、上げるという形でしたね。

教育長) 今清田委員のお話と現在若干違っておるところがございまして、調査活動をしていただく各種目、教科の先生方は調査の報告をするということになっております。調査の報告というのは、この教科書はここのところはこうだということで、だからここが1番とか2番とか、調査員が順位付けを選定協議会・採択協議会の中で報告するものではありません。

調査をしたそのままを報告することになります。例えば5社の教科書が出ているとすれば、A社・B社・C社などの中のA社はこうでしたという事実だけを報告していただいて、それを受けて先程申し上げた協議会の中で、教育委員はじめ様々な委員の方々がそういうものを参考にしながら意見交換して少しずつ絞っていく。

最終的には教育委員会が決めるという流れになっております。やっていることは同じようではありますが、以前と若干違ってきております。

委員長) 調査会として順位付けまでしてしまうとやり過ぎなんだろうが、ある程度我々が採択するにあたって参考になるような特徴というようなものをお聞きできると更にスムーズな採択ができると思います。ただ順位まで付けてしまうとやはり教育委員会の討議の上で決めるということ、それをはみ出してしまいますことになりかねないので、それぞれの教科書の特徴を報告し

て頂くという格好なんですね。

教育長) 先程来出ている調査活動というのは、中郡だけでやっているわけではありません。いわゆる3市2町で共同して調査活動をします。それぞれの市町で例えば平塚市の調査員は平塚市で報告をします。ほかでも同様の報告をするわけです。その結果それぞれの教育委員会が採択をするわけですが、協議会で審議する中で同じ報告をもとにしましても、具体で申し上げますと、今使っております小学校の国語の教科書ですが、3市2町のうち2市2町が同じものなのですが、1市は別のものを採択しております。そういう意味では同じ調査の報告をされても採択権限を持っている市町村教育委員会で異なる結果が出るということもあり得るということでございます。

澤委員) 先程新たに採択替えする時に意図的に仕様をガラッと変えることもあるということをおっしゃったのですが、そういうことで見ますと今検定で合格しているものは、広い目で見ますと各社とも中身・形式ともほとんど差異はなく、ですから何となく表面的なもので区別をしがちなところがあります。

時々変えることが良いのかどうかということを決めて、ここを変えましょうということ、変えるのを選んだということではなくて、前回の経験では、個々のものを見てやっぱりこれが一番相応ですね。結果的に前と同じでしたというパターンなのかと思えます。ですから変える方針かどうかは前もって作っておかなければいけないと思えます。

それと子どもの立場から見ますと、一応4年間同じものでやりますと、子どもは小学校は6年間あるわけで、そういう時に1人の子どもにとって見れば学年が変わるごとに教科書会社が変わりますと、先程、どこでも似たり寄ったりだと言いましたが、パターンの慣れたものが変わってしまいますので、ある程度は続いた方が馴染んでいるという点はあると思えます。そういう意味では4年というのは一理あるとも思えます。そういった子どもの立場から見た変更というものがどうかということも申し上げておきます。

清田委員) 本質的には文科省の方で検定済みですので、どれをとっても構わないわけですが、子どもが使い易いかどうか、鮮明になっているものはどれか等を当たっていくというのが、この仕事だと思えますので、それなりにしっかりやっていくことが必要かと思えます。

委員長) それでは、議案第5号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第5号については、原案どおり承認いたします。

議案第6号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育指導担当主幹) 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について補足説明

をさせていただきます。

説明資料1ページをご覧ください。平成20年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、教育長の提案理由にもございましたとおり義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）、第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、中学校で使用する教科用図書として採択するものでございます。

説明資料2ページ下段、最後の方に第14条を載せてございます。

なお、「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。中学校用教科用図書は、平成17年度に採択替えをしましたので、平成18年度から平成21年度までは同一の教科書を採択していただきたくお願いいたします。

ただし、不測の事態、例えば、採択してある教科書会社が倒産するというような場合などが発生したときは、今年度もその種目に限りまして採択替えをすることとなります。なお、現時点では不測の事態は報告されておりません。以上でございます。

（質疑応答）

清田委員）先程と同じなのですが、学校現場等から指摘はございませんでしょうか。教育指導担当主幹）ございませんでした。

石塚委員）初歩的な質問なのですが、教科書一覧の中に理科の第1分野・第2分野というのは、物理と化学を第1分野と第2分野にしているのでしょうか。

教育長）第1分野は括りと言いますと物理と化学が中心でございます。第2分野が括りと言いますと生物・地学でございます。そういう内容になっております。

石塚委員）小学校と同じように、中学校も選択のプロセスというのは全く同じでしょうか。特に従来と同様でよろしいのではないのでしょうか。

委員長）中学校の場合は、ちなみに教科書数は130数冊ということで、確か平成17年度の採択の時は130余冊を読んだ記憶があります。それぞれの委員には読破していただき、尚且つ調査報告が出てまいりますので、読まれた内容と調査報告を鑑みて、それぞれ何が良いだろうかと考えて、それを話し合っ決めていく格好になろうかと思えます。

委員長）それでは、議案第6号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長）議案第6号については、原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 大磯町文化財専門委員の委嘱について

生涯教育課長）報告事項第1号大磯町文化財専門委員の委嘱につきまして、報告い

たします。

平成19年6月30日の任期満了に伴い、大磯町文化財保護条例第13条第4項に規定により、一覧にあります植物、建築、歴史、彫刻、考古及び民俗の各分野から6名を委嘱しましたので、報告いたします。

任期につきましては、平成19年7月1日から平成21年6月30日までの2年となっております。

なお、この6名の委員は、大磯町の地域における文化財等に熟知しているなどの理由によりまして、すべて再任という形をお願いいたしました。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 再任で結構かと思いますが、以前から再任で長年やっておられる方がいるようですが。

生涯学習課長) 確かに長年やって頂いておられる方が多いです。

順番に高橋委員は平成10年に委嘱しております。稲葉委員につきましてはかなり長くて昭和60年に委嘱しております。三浦委員につきましては平成3年に委嘱しております。薄井委員につきましては平成11年、田尾委員につきましては平成13年に委嘱しております。山崎委員につきましては平成17年に委嘱しております。この中で稲葉委員が一番長くて今年で22年目になります。

澤委員) この委員はご高齢ではないのですか。

生涯学習課長) 年齢的には少し高いのですが。

澤委員) 熟知して頂いているのは非常に委員会としてはありがたいことだと思うのですが、順次非常に長い方とか、ご高齢の方については、交代の時期も考慮しないと後で詰まるということもあると思います。

生涯学習課長) 今まで再任という形でできているのですが、今年度から来年度につきましては国の登録文化財として20年度に文化庁に上げたいと思っておりますので、19年度にその辺の調査をして、委員の方々の意見をお聞きすることがかなりあります。そういった意味を踏まえて、今回は再任でお願いしております。でも先程澤委員から言われましたように順次変えていくことは必要かと認識しております。

委員長) 先生方6名がそれぞれの分野でご活躍になっておられるのですが、長年を経たためそろそろ退任したいなどというような方もいらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長) 確かに「もう私は」と言う方もおりますが、先程理由として申し上げました文化財の関係がございますので、何とか今回もお願いしたいということで、お引き受け頂いております。

委員長) 将来的な部分を考えますと、それぞれの分野においてこういう方がいらっしゃる、こういう方だったらお願いできるというような方を我々も持っていないといけませんね。

やはりもう活動が出来ないから退任したいと言われた時に、その分野がいなくなるとは空白になってしまいますね。その辺りは将来的に逐次情報を

収集して頂いて、空白のないような形でこれからもやっていけるような体制だけは作っておく必要があるかという気がします。

清田委員) こちらの定員といたしますか、この分野それぞれ1名ずつということで、これ以外の分野はないということですね。

生涯学習課長) 条例上は10名以内ということになってはいますが、この6分野が主になりますので、6名体制で委嘱しております。

その他

生涯学習課長) 生涯学習課から1点、郷土資料館から1点の計2点について、ご報告等いたします。

まず、1点目につきましては、「第54回おおいそ文化祭」についてでございますが、町開催分として本年10月27日土曜日、10月28日日曜日の2日間にわたり開催する予定でございますが、そのなかで開催場所について、当初、昨年度までの滄浪閣での開催が不可能となったため、町保健センターを拠点とした、周辺の公共施設等を利用する方向でございました。

しかしながら、滄浪閣の保存策等について所有者の方と町側との間において、話し合いを継続したところ、所有者の方のご配慮により、昨年度と同じ滄浪閣の借用が可能とのお話を、7月5日に正式にいただきました。

その後、7月9日開催の参加団体で組織する運営委員会で、今年度も滄浪閣を利用することで了承をいただいたところでございます。

利用方法、設備、事前準備などに制約がございますが、現在、利用方法等について、所有者の方と協議をしながら、その準備を進めているところでございます。

続きまして、もう1点、郷土資料館の関係で、松本順没後100年記念特別展示についてでございます。

本年7月3日から9月2日までの2ヵ月間、郷土資料館において、開催されておりますが、その記念講演会が7月22日、日曜日午後2時から、定員80名のところ、95名の多数の参加を得て、開催いたしました。

当日は、講師として、順天堂大学客員教授であります酒井シヅ先生から「松本順の生涯」というテーマでご講演をいただきました。

松本順研究の第一人者である酒井先生のご講演で、あらためて松本順先生の「人」と「功績」を知ることができ、質疑応答でも酒井先生に対し、多数の質問があり、盛況に終了したところでございます。

なお、特別展示の来館者数は、7月25日現在 1,321名となっております。以上でございます。

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成19年度第5回については、8月22日、水曜日、時間は9時30分、場所は大磯町立図書館2階会議室で行います。平成19年度の第6回につきましては、9月19日、水曜日9時30分、大磯町役場4階第1会議室で行います。また午後から国府中学校の学校訪問を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

(閉会)